

令和8年度委託に関する個別労務報酬下限額の設定の調整経過について

業務内容	担当課 (担当者)	調整結果	事務局案
公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	公園緑地課	(1) 1,315円であれば対応可能。但し、物価高や人手不足など大変厳しい状況になっている。 (2)給料制にしているので、対応は可能。	現在の労務報酬下限額¥1,239円から <u>76円引き上げて¥1,315円</u> とする。
街路樹維持管理 (街路樹等の補助作業員除く)	道路交通課	(1)下限額についての意見はないが、複数年に及ぶ契約においては、契約初年度の単価を使用するため、労務単価の上昇を踏まえて経営が成り立つよう契約時に配慮してほしい。 (2)他三者からは特に意見はありませんでした。	現在の労務報酬下限額¥1,239円から <u>76円引き上げて¥1,315円</u> とする。
下水管渠清掃清掃 (補助作業員除く) (下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務)	下水道課	・現在は該当案件なし (1)世情を反映した労務単価を採用していれば問題ないと考えている。適切な額について意見はない。 (2)多少上がっても問題はない。具体的な額については特に無いが、現状では1500円以上でも人が来ない状況にあり、下限値を上げるのであれば、そもそも単価について考慮して欲しい。	現在の労務報酬下限額¥1,476円から <u>76円引き上げて¥1,552円</u> とする。
可燃物等収集運搬業務	資源循環推進課	(1)従業員への賃金は厳しい現状ではある。どの程度まで対応可能かという具体的な金額の提示はなし。 (2)現状で下限額を大きく超える単価設定をしているため対応可能。	現在の労務報酬下限額¥1,239円から <u>76円引き上げて¥1,315円</u> とする。

		(3)下限額については、想定の範囲内なのである程度までなら余裕はある。	
学校給食配送業務委託 学校給食配膳業務委託 学校給食センター調理等業務	学校給食センター	<ul style="list-style-type: none">・配達業務委託 <p>来年度 1,315 円となると、最低新賃金を若干下回ってしまいます。次回契約更新時には、多摩市の基準に沿った対応をしたい。(複数年度契約)</p> <ul style="list-style-type: none">・配膳業務委託・調理等 <p>1,315 円であれば対応可能です。来年度以降に関しても審議会での設定単価にできる限り対応していきます。</p>	現在の労務報酬下限額¥1,239 円から <u>76 円引き上げて¥1,315 円</u> とする。